

2025 年 4 月の東京都食中毒発生状況（速報値） 4 月 30 日現在

4 月の食中毒速報値が東京都から発表されましたのでご紹介します。

4 月は発生件数 7 件、患者数は 159 名でした。

なお、3 月の発生状況は速報値で 5 件、患者数は 38 名でしたが、4 月末の時点で 12 件、97 名となっています。

1 事件数（4 月までの累計）

57 件（2024 年同期 56 件、2023 年同期 42 件、最近 10 年間の同期 47 件）

2 患者数（4 月までの累計）

735 名（2024 年同期 991 名、2023 年同期 356 名、最近 10 年間の同期 745 名）

3 死者数（4 月までの累計）

0 名（2024 年同期 0 名）

4 月別食中毒発生状況

（1）2025 年月別発生状況（速報値）

月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計
件数	12	26	12	7									57
患者数	84	395	97	159									735

（2）2024 年月別発生状況（確定値）

月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	累計
件数	19	15	12	10	8	7	10	5	7	8	4	9	114
患者数	628	217	95	51	86	32	144	34	22	123	32	72	1,536

（3）2023 年月別発生状況（確定値）

月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	累計
件数	9	8	14	11	12	17	15	9	11	9	11	11	137
患者数	114	90	41	111	40	154	63	25	39	29	49	123	878

（4）最近 10 年間の月別発生状況（2023 年までの平均値）（確定値）

月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	累計
件数	11	12	14	10	9	12	11	9	10	10	9	10	127
患者数	235	250	107	154	75	93	66	343	66	81	77	142	1,688

5 病因物質別発生件数

4月の食中毒報告数は、アニサキス食中毒が4件、ノロウイルス食中毒2件、カンピロバクター食中毒1件でした。今年に入って、毎月ノロウイルス食中毒の発生が最も多かったのですが、4月になり、ようやくノロウイルス食中毒が減り、アニサキス食中毒が第1位となりました。

		令和7年（2025年）				令和6年（2024年）					
		4/1～4/30		累計(4/30まで)		4/1～4/30		累計(4/30まで)		累計(12/31まで)	
		件数	患者数 (死者数)	件数	患者数 (死者数)	件数	患者数 (死者数)	件数	患者数 (死者数)	件数	患者数 (死者数)
ウイルス	ノロウイルス	2	149	31	606	2	14	27	827	36	1,056
	A群ロタウイルス			1	17						
細菌	カンピロバクター	1	6	11	67	3	32	10	64	26	152
	黄色ブドウ球菌									2	26
	ウエルシュ菌			2	27			1	26	7	164
	セレウス菌			1	7			1	38	1	38
	サルモネラ							1	3	1	3
	腸管出血性大腸菌									2	7
	ボツリヌス菌										
	赤痢菌									1	12
	カンピロバクター及びサルモネラ									1	4
寄生虫	アニサキス	4	4	11	11	5	5	15	15	34	34
	クドア・セブテンpunkタータ							1	18	1	18
化学物質	ヒスタミン									1	20
	次亜塩素酸ナトリウム									1	2
自然毒	植物性自然毒										
	動物性自然毒										
不明											
合計		7	159	57	735	10	51	56	991	114	1,536

6 原因施設別発生件数

アニサキス食中毒の原因施設に魚介類販売業と不明が1件ずつありましたが、他はすべて飲食店が原因施設でした。

		令和7年（2025年）				令和6年（2024年）					
		4/1～4/30		累計(4/30まで)		4/1～4/30		累計(4/30まで)		累計(12/31まで)	
		件数	患者数 (死者数)	件数	患者数 (死者数)	件数	患者数 (死者数)	件数	患者数 (死者数)	件数	患者数 (死者数)
飲食店	一般	4	27	51	584	9	50	44	641	88	967
	仕出し	1	130	1	130					1	67
	そうざい										
	自動車										
集団給食	要許可			1	17			4	189	7	274
	届出							1	53	2	86
魚介類販売業		1	1	1	1			2	2	4	4
そうざい製造業											
家庭										3	3
臨時出店								1	80	1	80
その他								1	14	2	38
不明		1	1	3	3	1	1	3	12	6	17
合計		7	159	57	735	10	51	56	991	114	1,536

(注)飲食店の「一般」には、一般飲食店、すし屋、弁当屋、そば屋を含む。

7 食中毒のことや発生状況についてもっと知りたい方は

(1) たべもの安全情報館 知って安心～トピックス～(東京都保健医療局)

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin//anshin_topics.html

(2) 東京都の食中毒発生状況

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin//tyuudoku/index.html>

(3) 全国の食中毒発生状況 (厚労省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/04.html

8 元食品衛生監視員のつぶやき

2025 年 1 月 15 日に米国 FDA が食品と経口摂取医薬品への赤色 3 号の認可を取り消す予定と発表しました。

日本では、大手のマスコミが「米国、着色料「赤色 3 号」の食品使用禁止 発がん性懸念」とか「米、着色料「赤色 3 号」使用禁止 発がん性懸念、日本は漬物に利用」というタイトルで報道しています。

しかし、もともとの FDA の発表では、「FDA は、連邦食品・医薬品・化粧品法(FD&C 法)のデラニー条項 (Delaney Clause) により、法の問題として FD&C Red No.3 (赤色 3 号) の使用許可を取り消す。」と述べています。

つまり、日本のマスコミは、FDA の発表を正しく報道していないということになります。

デラニー条項というのは、1958 年に FD&C 法に追加されたもので、ヒトまたは動物にがんを引き起こすと考えられる物質は食品添加物として使用できないというものです。

まだ発がんのメカニズムや発がん物質についての知見が乏しかったころの規則ですが、いまだに規則として生きているようです。

今回の、禁止につながった根拠は、ラットに赤色 3 号を 0%、0.1%、0.5%、1%、4%含む餌を与えたところ甲状腺濾胞細胞腺腫とがんが雄の 4%群で統計的に有意に多かったというものだそうです。

後に、これは甲状腺ホルモンへの影響の結果の二次的な腫瘍であることやヒトではラット試験での甲状腺への影響はほぼあてはまらないということが分かりました。

そのため FDA は安全性についての問題ではないとしています。

しかし、デラニー条項が存在しているため、環境団体等の請願を受けて今回の発表となったようです。

わが国では、食品衛生基準審議会添加物部会において、現時点で直ちに「食用赤色 3 号」の指定を取り消し、又は使用基準を改正する必要はないと結論を出しています。

一方で 4 月 21 日付の通知で、日本国内で流通している、錠剤、カプセル剤、粉末剤、ドリンク剤及びドリンク剤類似清涼飲料水等の形態を有し、かつ、一日当たりの目安の摂取量を明示している食品について、赤色 3 号の含有量等に関する自主点検を行うよう業界を指導するよう自治体に指示をしています。東京都はホームページ「食品衛生の窓」を通じて自主点検を呼び掛けています。

なお、FDA は、4 月 22 日には米国の食品で 8 種類の合成着色料の使用を段階的に止めることと赤色 3 号の規制を前倒しすることを発表しました。